

富山県警察犯罪のグローバル化・犯罪インフラ対策委員会設置要綱の制定について（例規通達）

このたび、富山県警察犯罪のグローバル化・犯罪インフラ対策委員会設置要綱を別添のとおり定め、平成22年4月1日から実施することとしたので、各部門が連携し、効果的な諸対策を推進されたい。

別添

富山県警察犯罪のグローバル化・犯罪インフラ対策委員会設置要綱

第1 目的

この要綱は、県警察の全ての部門が緊密に連携し、社会の急速な変化に応じて犯罪のグローバル化を支え、国内の組織犯罪等あらゆる犯罪の分野で着々と構築され、治安に対する重大な脅威となっている犯罪インフラ対策を的確に推進するため、犯罪のグローバル化・犯罪インフラ対策委員会の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 設置

警察本部に富山県警察犯罪のグローバル化・犯罪インフラ対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第3 任務

委員会は、犯罪のグローバル化・犯罪インフラに関する情勢等を集約し、県警察が対応すべき基本方針を定め、その達成を図ることを任務とする。

第4 構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 本部長

副委員長 刑事部長

委員 警務部長、生活安全部長、交通部長、警備部長、情報通信部長、警察学校長、警務部首席監察官、警務部首席参事官

第5 委員会の運営

- 1 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求め意見を聴くことができる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

第6 幹事会の設置

- 1 委員会の事務について委員会を補佐し、犯罪のグローバル化・犯罪インフラに関する情報を収集してその情勢を分析するとともに、これに対処するための基本的な施策の企画、立案及び総合調整並びにその推進状況を把握するため、委員会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

幹事長 刑事部首席参事官

副幹事長 刑事部組織犯罪対策課長

幹事	警務部	総務課長、警務課長
	生活安全部	生活安全企画課長、地域課長、少年課長、生活環境課長
	刑事部	刑事企画課長、捜査第一課長、捜査第二課長、港湾地区特別捜査隊長
	交通部	交通企画課長、交通指導課長
	警備部	公安課長
	情報通信部	機動通信課長、情報技術解析課長

3 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。

4 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に対し、幹事会への出席を求め意見を聴くことができる。

第7 対策室の設置

1 幹事会の事務について幹事会を補佐するため、幹事会に対策室を置く。

2 対策室は、室長、副室長及び室員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

室長 刑事部組織犯罪対策課長

副室長 刑事部組織犯罪対策課組織犯罪捜査指導官、同国際犯罪対策室長

室員 刑事部組織犯罪対策課長が別に指定する者

3 委員会の運営に関するこの要綱の規定は、対策室の運営について準用する。

第8 庶務

委員会、幹事会及び対策室の庶務は、組織犯罪対策課企画分析係、同国際犯罪対策室において処理する。